

# 平成30年第3回東大和市議会定例会会議録第20号

平成30年9月25日（火曜日）

## 出席議員（20名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

## 欠席議員（なし）

## 議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主任	高石健太君		

## 出席説明員（13名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	市民部長	村上敏彰君
子育て支援部長	吉沢寿子君	福祉部長	田口茂夫君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	直井亨君
学校教育部長	田村美砂君	社会教育部長	小俣学君
財政課長	川口莊一君		

## 議事日程

〔総務委員会審査報告 日程第1〕

第1 第56号議案 東大和市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例

〔建設環境委員会審査報告 日程第2～日程第9〕

- 第 2 第66号議案 市道路線の変更について
- 第 3 第67号議案 市道路線の一部廃止について
- 第 4 第68号議案 市道路線の一部廃止について
- 第 5 第69号議案 市道路線の廃止について
- 第 6 第70号議案 市道路線の廃止について
- 第 7 第71号議案 市道路線の廃止について
- 第 8 30第15号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設について、東大和市議会建設環境委員会に所管事務調査を求める陳情
- 第 9 30第17号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情

〔議会運営委員会審査報告 日程第10〕

- 第10 30第16号陳情 東大和市議会の議会報告会を年2回開催することを求める陳情

〔決算特別委員会審査報告 日程第11～日程第16〕

- 第11 第50号議案 平成29年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 第51号議案 平成29年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 第52号議案 平成29年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 第53号議案 平成29年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 第54号議案 平成29年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 第55号議案 平成29年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 議第7号議案 子ども医療費助成を求める意見書
- 第18 議員派遣について

**本日の会議に付した事件**

議事日程第1から第18まで

午前 9時29分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（押本 修君） 9月20日に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、中野志乃夫議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） おはようございます。

去る9月20日、議会運営委員会が開催されましたので御報告申し上げます。

本日、机前にお配りしておりますとおり、議員提出議案1件が提出されたことを確認いたしました。

また、9月21日、正午までに提出された請願、陳情はございませんでした。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 降壇〕

○議長（押本 修君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

---

#### 日程第1 第56号議案 東大和市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例

○議長（押本 修君） 日程第1 第56号議案 東大和市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、総務委員会委員長、佐竹康彦議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 佐竹康彦君 登壇〕

○16番（佐竹康彦君） おはようございます。

ただいま議題に供されました第56号議案 東大和市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例について、総務委員会での審査経過並びに結果を御報告いたします。

この審査は、平成30年9月13日に本委員会を開催し、説明員に副市長ほか関係部課長の出席を求め、審査を行いました。

初めに、第56号議案 東大和市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例を議題に供した後、本会議において提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入りました。

まず1人の委員から、条例を制定することで得られるメリットとデメリットについて質疑があり、市側からは、公益法人等に職員を派遣する際に、派遣法に基づき派遣先等を条例で制定する必要がある。今般、市町村自治調査会及びオリンピック・パラリンピック組織委員会への職員派遣の必要があり制定する。デメリットは特にない。メリットは、派遣する職員について、公益法人等の場合には根拠が明確になることと、給与が原則として市でなく派遣先が負担することであると答弁がありました。

次に、別の委員から、今まで職員の派遣はどうしてきたのか、ここに指定されないところへの派遣は今後どうなるか、派遣先から支払われる給与の事務手続はどうなるのかとの質疑に対し、市側からは、これまでの職員派遣は東京都などに対し研修扱いとして行っている。公共団体として一部事務組合である小平・村山・大和衛生組合などに対しても派遣を行っている。今回の条例制定に伴い、現在、研修扱いで派遣をしているオリンピック・パラリンピック組織委員会に対しては、派遣法及び条例に基づく派遣に切りかわる。広い意味で他団

体への今後の派遣については、その必要性が生じて派遣元と派遣先の協議が調った場合に、今回の新設条例の第2条第1項に改めて号として加えさせていただく形になる。派遣先での給与支給に関する事務手続は、派遣先と当市の間で協議を行う。どういう具体的な事務を行うか、またあるいは給与等に関し、十分に協議をした上で取り決めていくとの答弁がありました。

さらに、同じ委員から、給与の事務手続について、当市と派遣先で協議をした上とのことだが、実際に派遣される職員の方が行う手続はさまざま事務処理があると思うが、それはどのようなことが考えられるのか。物理的に職場も変わるときに、個人が負わなければいけない事務手続が煩雑になり大変なので、できるだけその点を簡素にさせていただきたいと思うが、確認したいとの質疑に対し、市側からは、派遣法に基づく派遣では、職員は東大和市の職員の身分も継続して持つことになる。したがって、手続は特に職員に大きく負担をかけるようなものはないと認識しているとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、自由討議に入りました。自由討議はなく終了し、討論に入りましたが、討論もありませんでした。その後、採決を行いました。採決の結果、第56号議案 東大和市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例は、原案どおり可決と決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の審査経過と結果の御報告とさせていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長（押本 修君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔総務委員会委員長 佐竹康彦君 降壇〕

○議長（押本 修君） 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第56号議案 東大和市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例、本案を委員長報告のとおり原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、本案を原案どおり可決と決します。

---

日程第2 第66号議案 市道路線の変更について

日程第3 第67号議案 市道路線の一部廃止について

日程第4 第68号議案 市道路線の一部廃止について

日程第5 第69号議案 市道路線の廃止について

日程第6 第70号議案 市道路線の廃止について

日程第7 第71号議案 市道路線の廃止について

日程第8 30第15号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設について、東大和市議会建設環境委員会に所管事務調査を求める陳情

日程第9 30第17号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情

○議長（押本 修君） 日程第2 第66号議案 市道路線の変更について、日程第3 第67号議案 市道路線の一部廃止について、日程第4 第68号議案 市道路線の一部廃止について、日程第5 第69号議案 市道路線の廃止について、日程第6 第70号議案 市道路線の廃止について、日程第7 第71号議案 市道路線の廃止について、日程第8 30第15号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設について、東大和市議会建設環境委員会に所管事務調査を求める陳情、日程第9 30第17号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情、以上、議案6件、陳情2件を一括議題に供します。

以上8件につきましては、建設環境委員会委員長、根岸聡彦議員の報告を求めます。

〔建設環境委員会委員長 根岸聡彦君 登壇〕

○10番（根岸聡彦君） ただいま議題に供されました第66号議案 市道路線の変更について、第67号議案 市道路線の一部廃止について、第68号議案 市道路線の一部廃止について、第69号議案 市道路線の廃止について、第70号議案 市道路線の廃止について、第71号議案 市道路線の廃止について、30第15号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設について、東大和市議会建設環境委員会に所管事務調査を求める陳情及び30第17号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情について、建設環境委員会における審査経過並びに結果を報告いたします。

これらの審査は、平成30年9月18日に本委員会を開催し、行いました。

まず第66号議案から71号議案までの6議案を一括議題に供した後、現地視察を行いました。現地視察終了後、既に本会議において提案理由の説明が終了していることから、直ちに審査に入りました。

この審査は、副市長並びに関係部課長の出席を求めて行いました。

1人の委員から、今回の廃道によって市民プールの借上料がなくなるとの説明だが、南公園にある土地は東大和市の土地という認識でよいのかという質疑に対し、東京都から借りている土地であり、廃道により、その賃借料を減免してもらえるとということであると答弁がありました。

質疑、自由討議、討論を終了し、採決を行い、結果、第66号議案 市道路線の変更について、第67号議案 市道路線の一部廃止について、第68号議案 市道路線の一部廃止について、第69号議案 市道路線の廃止について、第70号議案 市道路線の廃止について、第71号議案 市道路線の廃止については、全て原案どおり可決と決しました。

次に、平成30年第2回定例会において審査に付されました30第15号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設について、東大和市議会建設環境委員会に所管事務調査を求める陳情及び30第17号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情についての審査経過並びに結果について報告をいたします。

30第15号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設について、東大和市議会建設環境委員会に所管事務調査を求める陳情は、平成30年第2回定例会において付託され、平成30年6月18日の建設環境委員会にて審査を行いました。

本陳情は、建設環境委員会に所管事務調査を求めること自体を願意とするものであることから、説明員の出席はなく、直ちに自由討議から入りました。

自由討議では、衛生組合の資源物中間処理施設に関しての不明点が多いため、当委員会で所管事務調査をすべきである。議会で都市計画決定手続の中止を求める意見が採択されたにもかかわらず、都市計画決定が強行され、東京都にもその意見採択についての報告がなされていなかったことから、都市計画決定手続、この事実そのものについて所管事務調査を行うことが必要である。3市共同資源物中間処理施設については、平成15年の前市長の時代に、3市共同資源物中間処理施設を進めること、東大和市桜が丘の土地を想定地として検討することに合意したことからスタートしている。1度は庁議において受け入れ不可能とされたものを、平成24年に東大和市から2品目処理の代案を示したことで、計画が前に進み今日に至っている。この間の経緯は複雑であることから、改めて時系列的に、行政間でいつどのような合意があったのか、また当市においてどのような政策判断があったのかを明らかにしてもらえるとよいといった意見が出ました。

ここで1人の委員より、今陳情の趣旨を判断することから、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の建設について、平成15年度以降の経過が時系列でわかる資料を市長部局に要求したい。また、その資料をもとに検討が必要であることから、継続審査をしたいとの動議が提出され、本委員会から当該資料を要求すること及び本陳情に関し継続審査とすることを決定いたしました。

その後、平成30年9月18日の建設環境委員会にて、前回継続審査となっておりました30第15号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設について、東大和市議会建設環境委員会に所管事務調査をを求める陳情を議題に供し、審査を再開いたしました。

今定例会において、当委員会に付託された30第17号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情については、陳情趣旨が30第15号陳情と同様のものであることから、一括議題に供し審査を行いました。

30第15号陳情に関し、前回の自由討議から審査が開始されましたが、委員より、前回の委員会で要求した小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の建設についての平成15年度以降の経過がわかる資料が市長部局から提供を受けたが、これらの内容につき質疑を行いたいということで、質疑復活の動議が提出され、全会一致での同意があり、質疑が復活、関係部課長に説明員として同席をしていただき、資料に関する質疑を行いました。

主な質疑と答弁の内容は以下のとおりであります。

まず、東大和市暫定リサイクル施設用地が資源物処理施設の想定地とされたのはいつなのか、またその理由についてはどのように考えているのかという質疑に対し、想定地とされた時期については、平成17年8月の理事会において用地の借用が確認され、平成19年12月の理事会において用地の活用が確認された。理由については、焼却施設の更新を図るといふものがある。小平市中島町で全ての施設を更新することが難しいことから、分散して整備をするということであると答弁がありました。

また、当時、既に大型マンションや商業施設が建設されていた環境があるが、他の場所に想定地を変更することはできなかったのかという質疑に対し、平成の一桁の段階で、この土地にリサイクル文化センターの構想があり、そのような施設として活用していくという形で決定したものであり、検討についてはしていないとの答弁がありました。

また、東大和市から、想定地の見直しについて、衛生組合に対し、どのような働きかけをしたのかという質

疑に対し、平成22年6月に3市共同資源物処理施設建設の受け入れが不可能という庁議決定がなされ、組合には理事者会の開催を要望したが、小平市、武蔵村山市と協議すべきであるということから、組合での対応は困難であるとの回答をもらったとの答弁がありました。

また、想定地から整備地に正式に決定したのはいつか、またその理由はどのようなものかという質疑に対し、想定地から整備地への決定については、代替案の調整のもと、6品目のうち2品目についての共同処理を行う案を小平市及び武蔵村山市に提示をし、平成25年11月29日に3市共同資源化事業に関する確認書を取り交わし整備地とした。また、理由については、当市の将来的な廃棄物処理を円滑に進めるということを重視して進めたとの答弁がありました。

また、想定地の受け入れが不可能であるとした状況が変わっていないにもかかわらず、なぜ受け入れが可能になったのかという質疑に対し、33年に焼却炉の更新ができないと組合としての存続意義というところまでかわるということがあり、そのあたりを市民を含め、特に周辺住民の方に理解を求めていくということで、3市長、組合管理者の4者で確認をし、進めたということであるとの答弁がありました。

また、施設が建設されなければ、衛生組合が解散されるというような認識があったのかという質疑に対し、3市共同資源化事業と焼却施設の更新は一体であること、また焼却施設の耐用年数が平成33年までとなっていることから、資源物中間処理施設の建設ができない場合、平成34年以降の共同処理ができなくなる。事業の長期化により市の廃棄物政策が立たないため、衛生組合から脱退という話を受けている。脱退となると地方自治法の規定により2年前までに通告が必要になることから、しかるべき手続を考える話があったため、組合の解散ということは考えていないとの答弁がありました。

また、地域連絡協議会の開催に至った経緯について伺うとの質疑に対し、施設の整備及び更新については喫緊の課題であること、3市市民に事業の理解を求めていくために基本構想を策定し、地域住民を含め3市全域にわたっての説明と住民が参加できる枠組みを早急に確立し、信頼を得ながら進めていくことといった考えから設置となったとの答弁がありました。

また、地域連絡協議会において、地域住民の理解も合意も得られていないのではないかとと思われるが、その点についてはいかがかとの質疑に対し、全員の賛成、合意を得るには至っていない。ただ、そうは言いながらも、これから長く使っていく施設であり、こういう場をつくっていくことは非常に重要であると考えている。今後については、衛生組合が主となって仮称の連絡会という形で新たなものが立ち上がり動いており、引き続き理解が得られるように進めていきたい。施設がある限り稼働状況等、周辺住民の方に開示をしながら安定的な運営に努めていきたいとの答弁がありました。

また、3市共同資源化事業は焼却炉の更新事業と一体とのことだが、資源物を減量化できるということが理由であったはずである。この点についてはどうなのかという質疑に対し、資源物の減量は、市民の意識を変えていただくことで一定の成果は上がると思っているが、可燃ごみの絶対量が多く、今の中島町の敷地の中で一部稼働させながら施設を更新していくことは極めて困難な状況である。したがって、焼却炉を現地で建て替えるとなると不燃粗大ごみ処理施設を入れた3つの施設を分散して整備していかなければ立ち行かないところであるとの答弁がありました。

当時のやりとりを見ると、安易な話から今回の事態が起こったとしか思えないが、具体的なやりとりというのはどうなっているのかという質疑に対し、平成14年度の段階で粗大ごみ処理施設は何かしなければならぬという話は出ていた。その中で、焼却施設は延命化をかけて33年まで引き延ばしており、その間に粗大ごみ

処理施設を小平市の清掃事務所を借りて更新する。資源物については、桜が丘の用地で新設する。そして、最後、33年のところで焼却施設をやめようという話できているものと認識しているとの答弁がありました。

また、平成25年1月8日の確認書に関すると思われる記載がある。想定地の周辺環境は検討当時と大きく変わり、周辺住民の強い反対があることから、住民の納得を得るために4団体が一致した行動をとっていくことが第1の条件とし、6品目のうち2品目について共同処理を行う。これは1月8日の確認書の記述でよいかとの質疑に対し、平成24年11月13日に市議会全員協議会を開催しており、その中の資料で記載した文言であり、1月8日の確認書においても類似した文言は使っているとの答弁がありました。

また、都市計画決定手続そのものについてもやりとりがわかる資料がないという点についてはどういう理由なのかという質疑に対し、資料については平成24年11月13日の全員協議会の資料を平成15年から24年というこでで使用しており、平成25年以降の時系列部分について、都市計画審議会の資料をもとに一部加筆して作成しているとの答弁がありました。

また、11月8日の都市計画審議会において、議会の動向や東京都とのやりとりについての説明はあったのかという質疑に対し、東京都との協議についてはおいているという話はしたが、それ以外はしていないとの答弁がありました。

また、議会での陳情の採択について記載がされておらず、東京都からの意見照会も含めて都市計画審議会に説明がなかったのはなぜかという質疑に対し、9月25日の関係が絡んでくるもので、東京都からはそういう形であったと思われるが、事実と相違している状況から都市計画審議会には話していないとの答弁がありました。質疑を終了し、自由討議を行いました。

1人の委員から、市議会の決議では民間委託も含めた低コストで行うことを求めている。既に建設が進んでいることは残念であり不本意であるが、地域に健康被害が起らない最新の環境対策を備えた施設になるのか、継続して安定的な運営ができるのか、地域住民の不安を払拭することが市の役割であり、市議会の責任でもある。過去を振り返るよりも、現状において市議会がどのような役割を果たしていくべきなのか冷静に判断する必要があるという意見があり、別の委員からは、市議会都市計画決定手続の中止を求める陳情が採択されたにもかかわらず都市計画決定が強行された。手続の中で、審議会で市側から十分な説明がなされていたのかという点についても疑義は発生する状況であり、所管事務調査を行う必要があるとの意見がありました。

自由討議、討論を終了し、採決に入りました。

起立採決の結果、30第15号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設について、東大和市議会建設環境委員会に所管事務調査を求める陳情は、不採択と決しました。

また、今定例会において付託された30第17号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情については、30第15号陳情が不採択となったことを受け、みなし不採択と決しました。

済みません、冒頭、30第15号陳情について、第1回定例会で付託と言ったようですが、第2回定例会で付託されたということです。よろしくお願いたします。

以上で、建設環境委員会における審査経過並びに結果の報告を終了いたします。

議長におきまして、よろしくお取り計らいのほどお願いたします。

○議長（押本 修君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔建設環境委員会委員長 根岸聡彦君 降壇〕

○議長（押本 修君） 討論を行います。

〔2 番 尾崎利一君 登壇〕

○2番（尾崎利一君） 日本共産党を代表して、30第15号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設について、東大和市議会建設環境委員会に所管事務調査を求める陳情及び30第17号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情に、賛成の立場で討論を行います。

東大和市議会で都市計画手続の中止を求める陳情が採択されたにもかかわらず、市は都市計画決定を強行しました。平成22年6月23日の庁議で、市が市議会の反対を理由に都市計画決定が下せず受け入れ不可能であるとしていた事実からしても、この問題を建設環境委員会で所管事務調査として審査するのは当然のことです。

また、委員会審査を通じて、市が都市計画審議会へ提出した資料の中で、周辺住民の理解を得た後に事業に着手するとした4団体の確認文書の存在と確認内容が外されていたことが明らかになりました。東京都が周辺住民の理解を得るための努力を市に文書で求め、これに市が文書で回答しています。この回答には、市議会で都市計画手続を中止するよう求める陳情が採択されたことが記載されていなかったこと、さらにこれらの経過が都市計画審議会に説明すらされていないことが委員会審査を通じて明らかになりました。都市計画手続を含めた事業の全体について、市議会のチェックが求められていることが、委員会審査の中でも改めて浮き彫りになったわけです。

これまでの経過に問題が多々あったことを認めつつも、今後の事業をどう前向きに進めるかということが大切だとして、所管事務調査に反対する議論があります。しかし、これまでの市の取り組み、市の対応の問題点を不問に付したまま、今後の市の取り組みを信頼することはできません。今後のためにもきちんとした総括が求められていると考えます。

以上、賛成討論とします。

〔2 番 尾崎利一君 降壇〕

〔17番 荒幡伸一君 登壇〕

○17番（荒幡伸一君） 公明党の荒幡伸一でございます。私は公明党を代表し、30第15号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設について、東大和市議会建設環境委員会に所管事務調査を求める陳情及び30第17号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情に対し、反対の立場で討論を行います。

今陳情趣旨では、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の都市計画決定手続、その事業の進め方には問題、疑問があるため、この事業を所管する建設環境委員会に所管事務調査を求めております。

この3市共同資源物中間処理施設については、平成15年の前市長の時代に、3市の市長及び衛生組合において、3市共同資源物中間処理施設を進めること、また東大和市桜が丘の土地を資源物処理施設の想定地として検討することに合意したところからスタートしていると認識しております。

その後、平成22年に市議会で計画を見直すことを求める決議があり、一度は庁議において受け入れ不可能とされたものを、平成24年に東大和市から2品目処理の代案を示したことで計画が前に進むこととなったわけで

ございます。

市議会の決議では、3市4団体で安定的なごみ処理事業を行うことを求めながらも、リサイクル事業については公設による恒久的な施設のみに頼ることなく、民間委託を含めて低コストで行うことを求めています。

このことは最小の経費で最大の効果を求めていく、地方財政法の趣旨からも当然の主張であります。結果として3市4団体は処理コストが増加することを承知の上で、公設で整備することを選択し、現在既に建設が進んでいることはまことに残念であり、これまでの経緯からしても、本市にとってもまことに不本意な結果であると言わざるを得ません。

一方で、不本意ながらも、ここまで事業が進んでいることを踏まえれば、連絡協議会において説明がされてきた、本当に地域に健康被害が起こらない最新の環境対策を備えた施設になるのか、また継続して安定的な運営ができるのか、今後処理する資源物をどうやって減少させていくのかなど、地域住民の不安を少しでも払拭することが市の役割であり、私たち市議会もその責任を果たさなければならないと考えます。

結果として、地域住民の理解を得ることを前提に事業を進めるとした4団体での基本事業確認書をみずから破棄し、強硬な姿勢で進めようとするやり方では、地域住民の理解が得られないのも当然のことであり、このような余りにも理屈の通らない不誠実なやり方には、過去の事務執行に問題があったことは明らかであります。そのことを振り返るよりも、現状において市議会がどのような役割を果たしていくべきなのか、そのことを冷静に判断する必要があると考えます。

以上の理由から、陳情者の心情は十分に理解するところではありますが、本陳情には賛同しかねるものがございます。

以上、公明党を代表しての討論とさせていただきます。

〔17番 荒幡伸一君 降壇〕

〔21番 床鍋義博君 登壇〕

○21番（床鍋義博君） 議席番号21番、床鍋義博です。やまとみどりを代表して、30第15号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設について、東大和市議会建設環境委員会に所管事務調査を求める陳情及び30第17号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情に、賛成の立場で討論を行います。

陳情趣旨によれば、第2回定例会において提出された陳情に対し、委員より、過去からの経過が時系列にわかる資料に基づいて検討したいという趣旨で、建設環境委員会にて継続審査に付された陳情を、同委員会の所管事務調査としてほしいとの陳情であります。

今回、市から提供された時系列にわかる資料は、非常に簡略したものであり、かつ建設を進めるための理由が列記されているばかりであります。

例えば建設予定地周辺住民が参加した施設整備地域連絡協議会での住民の意見や、平成25年1月に締結された3市共同資源物処理施設に関する合意書のことが記載されておりません。特にその合意書の中には、住民の理解が得られたと判断された後は、施設整備事業に着手するとあった重要な文書であります。

8月には東大和市中央公民館で3市の市長を初め、衛生組合、3市の幹部が出席の説明会が開催され、住民の理解は得られないが、必要な施設なので建設すると表明をして、11月には新たな合意書を締結した経過などを考えれば、その1月の3市市長の合意文書が抜けていることは、資料として不十分なものと言えようがありません。

市民に対する影響が大きいこのような問題は、情報の開示を含め、より慎重な対応が行政には求められています。そのような行政運営が適切にされているかどうかをしっかりと監視していくことは、市議会の役割の一つであり、その組織の一部である建設環境委員会が、その所管事務調査を行うことは当然の役割でもあります。

本陳情には、多くの陳情理由が列記されており、その一つ一つが適切な行政運営を行うため、行政が留意しなければならない事項であると考えます。

よって、本議会の建設環境委員会において、所管事務調査を行うことについては当然であると考え、本陳情に賛成するものであります。

以上です。

[21番 床鍋義博君 降壇]

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第66号議案 市道路線の変更について、本案を委員長報告のとおり原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（押本 修君） 採決いたします。

第67号議案 市道路線の一部廃止について、本案を委員長報告のとおり原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（押本 修君） 採決いたします。

第68号議案 市道路線の一部廃止について、本案を委員長報告のとおり原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（押本 修君） 採決いたします。

第69号議案 市道路線の廃止について、本案を委員長報告のとおり原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（押本 修君） 採決いたします。

第70号議案 市道路線の廃止について、本案を委員長報告のとおり原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（押本 修君） 採決いたします。

第71号議案 市道路線の廃止について、本案を委員長報告のとおり原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（押本 修君） 採決いたします。

30第15号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設について、東大和市議会建設環境委員会に所管事務調査を求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（押本 修君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

---

○議長（押本 修君） 30第17号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情、本件は30第15号陳情が不採択とされたことにより、みなし不採択と決します。

---

#### 日程第10 30第16号陳情 東大和市議会の議会報告会を年2回開催することを求める陳情

○議長（押本 修君） 日程第10 30第16号陳情 東大和市議会の議会報告会を年2回開催することを求める陳情、本件を議題に供します。

本件につきましては、議会運営委員会委員長、中野志乃夫議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） 9月13日に行われました30第16号陳情 東大和市議会の議会報告会を年2回開催することを求める陳情に関する審査の概略について御報告申し上げます。

本陳情については、陳情趣旨の朗読の後、説明員の出席を求めずに自由討議から行いました。

初めに、陳情趣旨は議会のあり方に関する調査特別委員会の報告に基づいて、予算・決算の内容に沿って年2回開催してほしいというものであり、採択すべき内容であるとも意見が述べられました。

これに対し、陳情趣旨については十分理解するが、議会報告会の回数を年2回としていることや、最終的に全会一致で市民の声を聴く会という形で改善してきたことを踏まえると、本陳情は趣旨採択にすべきとの意見が述べられました。

また、議会報告会については、本来、代表者会議で論議が積み重ねられてきたこと、形式も単なる報告会からアンケートなどの市民要望に沿う形で、市民の声を聞く形式に変えて発展させてきたこと、そうした点を考慮する必要があるとの意見も述べられました。

また、委員より、陳情趣旨を詳細に拝見する限りは、年2回の議会報告会の開催を求め、予算・決算の報告をしてもらいたいというのは、そもそも議会のあり方に関する調査特別委員会の報告書に沿った形で、その趣旨を踏まえてということで述べられているのであり、採択すべき陳情だと受けとめてるとの意見が述べられました。

一方、陳情の趣旨に異論はないが、最終的に決定機関は代表者会議になるので、今こちらの議会運営委員会で決定するのは難しい等の意見も述べられました。

自由討議を終了し、討論はなく、採決を行った結果、本陳情は賛成多数で採択と決しました。

以上です。

○議長（押本 修君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 降壇〕

○議長（押本 修君） 討論を行います。

〔9 番 和地仁美君 登壇〕

○9番（和地仁美君） 自由民主党・無所属の会の和地仁美です。私は自由民主党・無所属の会を代表して、30第16号陳情に反対の立場で討論を行います。

まず、改めてこの陳情の趣旨を確認したいと思います。

陳情趣旨には、東大和市議会は、平成25年3月議会において議会のあり方に関する調査特別委員会調査報告書を全会一致で決定されました。その内容では、年2回3月と9月の定例会について、翌月に議会報告会を行うことを決定しています。その決定の趣旨どおり、年2回の議会報告会の開催を求める陳情と書かれています。

また、陳情理由には、これまでの議会報告会開催までの経緯が示され、最後には、議会報告会は、残念ながら、会を重ねるごとに市民の参加が少なくなり、運営面で課題があります。しかし、議会報告会は、市民に開かれた議会改革の一丁目一番地であることには一点の曇りもありません。特に、予算・決算の課題の論点を整理し、市議会が一体となって、市民との対話を行うことで行政のチェック機能を果たすことができます。聴くだけの会としてではなく、市民代表の市議会議員のリーダーシップのもと、市政課題を市民とともに考えていくことが大切です。そのためには予算・決算の時期を捉えた議会報告会の実現が重要であり、内容の充実を踏まえた年2回の実現を願うものです、と書かれています。

当市議会では、議会のあり方に関する調査特別委員会調査報告書を受けて、予算・決算の特別委員会が開催された後に、過去4回の議会報告会を開催しましたが、陳情者の御指摘のとおり、回を重ねるごとに参加してくださる市民の数も減少し、また参加くださった方のアンケートでは、さまざまな改善点を指摘されてきました。このような状況を改善すべく、市議会では市議会の総意を決定する代表者会議において、今後の対応が議

論され、結果、一度全てのアンケートをもとに、市民と議会が対話できる場の設置という点において、議会報告会という方法についての検証をし、改善を図るということとしました。そして、新たに、市民の声を聴く会という形態に変更し、昨年11月25日に開催したところです。

この市民の声を聴く会では、決算の結果など議会内容についての報告については、以前の報告会より時間を短くし、参加くださった市民の皆様の声聞く時間を大幅に拡大するという方法をとっています。

当日は、今までの議会報告会には参加いただけなかった新たな市民の方の参加も多く、また参加くださった26名の方のアンケート結果を見ると、会の進行方法についてはよいとお答えくださった方が20名、悪いが1名、どちらとも言えないが5名。また、今後の参加についての問いには、参加したいが20名、したくないが0名、どちらとも言えないが6名という結果となっています。

過去開催した議会報告会4回のアンケートの中には、公聴会に変更し、議会報告会は即中止してほしいという意見や、市民の意見を聞く機会を十分果たしてほしい、要望をひたすら聞く会にしてほしいといった趣旨の意見も多くあったことを受けてのこの変更は、一定の改善が図れたのではないかと考えています。

一方で、陳情者と同様に、過去の議会報告会でのアンケートにも、議会報告会という形態を評価いただき、継続を願う意見もあったことは事実です。

可能であるならば、全参加者の方が満足し、参加してよかったと感じていただける場とすることが目標であり、理想であることには間違いがありませんが、一方で、まずは参加してくださった多くの方の意見を反映した改善の第一歩としての市民の声を聴く会への変更は、今回の検証の一つの成果であったとも感じています。

そして、この改善は、さきにも述べたように、参加者のアンケートを検証し、議会の総意を決定する代表者会議で決定したことです。

今回の陳情を受け、私たちは議会報告会という形で年2回の開催を望む市民がいることを改めて確認しました。しかし、陳情として出された意見のほうが、一生懸命アンケートを記入いただいたほかの参加者の意見より重いのかという疑問も持ちました。

また、この陳情者の求める年2回の議会報告会の開催ということの決定が、今後の改善の妨げにならないかという疑問も持ちました。回数については、今回の改善を決定した代表者会議では、年何回開催するかについて、現時点では決定していない状況です。

今回の陳情については、その陳情者の意見は一つの市民の意見として、今後の検討には十分に生かすべきとは思いますが、これが全てとなってしまう採択ということには、私たちは賛同できません。言うなれば、意を酌むという趣旨採択が適当であると考えますが、委員会の報告のとおり、この陳情に対しては採択、不採択という判断をしなければならないという現状では、残念ながら不採択という選択をとらざるを得ないというのが本心です。

厚生文教委員の中には、陳情を採択しても、最終的には代表者会議で決定することだという考えや、この陳情は市民の声を聴く会が昨年度1回しか開催されなかったことを主に指摘し、回数を2回にふやすことが陳情者が求めていることだという考えもありましたが、陳情書はそこに書かれていることを真つすぐに捉えて審査すべきものではないでしょうか。

今陳情の中には、市民の声を聴く会の中での報告内容の充実を求めるとも、市民の声を聴く会を年2回開催してほしいとも書かれてはいなく、年2回の議会報告会の開催を求めると書かれています。

さらに、この陳情は、国や東京都、行政側など他団体に対するものではありません。市議会がみずからの取

り組みについて、みずから決定するというものです。採択をしたからには、過去の議会報告会の検証や改善とは別に、責任を持ってみずからの決定をみずから実現できる、すなわち議会報告会を年2回開催できるというものです。

最後に、過去の報告会並びに市民の声を聴く会に参加くださった多くの方の御意見を反映した市民の声を聴く会とした改善を、この陳情を採択することで議会報告会という元の形に戻し、開催回数を年に2回にコンクリートするような決定には、やはり柔軟に改善すべきという考えを持っている私たちとしては賛同できないことを重ねて申し上げ、以上、反対討論といたします。

失礼しました。先ほど厚生文教委員会というふうに関連してしまいました。議会運営委員会の間違いです。失礼いたしました。

[9番 和地仁美君 降壇]

[19番 東口正美君 登壇]

○19番(東口正美君) 公明党の東口正美です。私は30第16号陳情 東大和市議会の議会報告会を年2回開催することを求める陳情に対して、公明党会派を代表し、賛成の立場で討論いたします。

東大和市議会では、今陳情で示されているとおり、平成25年3月議会において全会一致で決定した議会のあり方に関する調査特別委員会調査報告書に基づき、年2回、決算と予算が行われる議会報告を、平成25年10月20日を皮切りに、これまで4回実施してきました。

開催日時については、3月、9月の翌月から議会だより発行後の翌々の開催に変更した経緯がありますが、本陳情の求めは3月、9月の翌月にこだわるものでなく、議会のあり方に関する調査特別委員会での取り決めどおり、年2回の報告会の開催を求めるものであり、特別委員会が目指した開かれた議会を進めるに当たり、極めて当たり前のことを求めているものです。

東大和市議会は、この間、過去4回の議会報告会を検証するための委員会を設け、検証した後、平成29年11月に市民の声を聴く会を議会報告会にかわる形で行いました。市民の声を聴く会が議会報告会にかわる会であることを思えば、全会一致で取り決めた年2回の開催をしていくことは当然のことです。よって、今陳情に賛成いたします。

[19番 東口正美君 降壇]

○議長(押本 修君) 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(押本 修君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

30第16号陳情 東大和市議会の議会報告会を年2回開催することを求める陳情、本件を委員長報告のとおり採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(押本 修君) 起立多数。

よって、本件を採択と決します。

---

日程第11 第50号議案 平成29年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 第51号議案 平成29年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

日程第13 第52号議案 平成29年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 第53号議案 平成29年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 第54号議案 平成29年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 第55号議案 平成29年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（押本 修君） 日程第11 第50号議案 平成29年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第16 第55号議案 平成29年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上6議案を一括議題に供します。

以上6議案につきましては、決算特別委員会委員長、根岸聡彦議員の報告を求めます。

〔決算特別委員会委員長 根岸聡彦君 登壇〕

○10番（根岸聡彦君） ただいま議題に供されました6議案につきまして、決算特別委員会の審査結果を御報告申し上げます。

本委員会は、議員全員が委員でありますので、審査の経過を省略し、結果のみを御報告いたします。

本委員会は、9月19日及び20日の2日間にわたり付託されました第50号議案 平成29年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について及び第51号議案 平成29年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、第55号議案 平成29年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの5特別会計について審査をいたしました結果、いずれも認定すべきものと決しました。

以上で、決算特別委員会の審査報告を終了させていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

○議長（押本 修君） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑につきましては省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を省略いたします。

〔決算特別委員会委員長 根岸聡彦君 降壇〕

○議長（押本 修君） 討論を行います。

〔3番 上林真佐恵君 登壇〕

○3番（上林真佐恵君） 議席番号3番、上林真佐恵です。日本共産党市議団を代表いたしまして、平成29年度の一般会計決算及び同国民健康保険、下水道、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計決算に反対する討論を行います。

平成29年度の日本経済について、市長は市政報告の中で、国は企業収益や雇用・所得環境の改善が続くなど景気回復に堅調さを増しているとし、個人消費や民間設備投資についても持ち直し、経済の好循環が実現しつつあるとしました。しかし、アベノミクスの5年間で、日本の富裕層40人の資産は2倍になった一方、日本銀行に事務局を置く金融広報中央委員会の世帯の金融行動に関するアンケート調査の推計では、平成29年、貯蓄



がゼロの世帯は427万世帯増加の1,788万世帯、全世帯の35.5%を占め、格差と貧困が拡大していることが示されています。市においても、市民1人当たりの給与所得が平成28年度、310万2,000円から、29年度、309万7,000円と5,000円の減となっています。この格差と貧困を解決することこそが、市民の福祉の向上を目的とする自治体の最大の役割であると考えます。

市政運営に当たっては、年々厳しさを増す市民の暮らしを支え、負担を軽減することこそが求められたはずですが、しかし、平成29年度は下水道使用料3割値上げ、2億5,800万円もの負担増が通年で課された最初の年になりました。さらに、市営自転車駐輪場の有料化が行われ、これは通勤・通学の定期利用で年間に大人2万円弱、学生1万5,000円弱の負担を新たに勤労者世帯に求めるものであり、この間、行われた一連の使用料・手数料の値上げの中でも、対象1世帯当たりで最も大きな負担増として市民生活に追い打ちをかけました。有料化によって、自転車通勤をやめざるを得なくなり、深夜に若い娘が寂しい道を徒歩で帰宅しており、心配しているという御家族からの声も寄せられています。

さらに、印鑑証明書など各種書類の発行手数料、プラネタリウム観覧料、テニスコート使用料の使用料・手数料で、総額485万6,090円の値上げも行われました。

29年度決算の結果、国民健康保険税の年間7,400万円の増収を目指した28年度の値上げと介護保険料の27年度からの年間1億3,000万円もの値上げは不要だったことが明らかになりました。今年度から始まった国保税の6年連続値上げ計画も、国や都の言いなりというだけでなく、前のめりで進められていることは重大です。

また、市の貴重な自主財源である道路占用料については、引き下げから5年が過ぎ、主にNTT、東京ガス、東京電力の大企業3社だけが毎年2,500万円超の優遇を受けています。十分過ぎるほどの負担能力のある受益者には、他市のように適切な負担を求め、少なくとも引き下げ前に戻すべきだと考えます。また、決算審査の中で道路占用料の影響額について、市がこれまで行っていた試算を行わず、議会からの質疑に対し明確な答弁を行わなかったことは極めて重大です。大企業を優遇し、市民に負担増を課す一方で、29年度決算に基づく剰余金処理で基金残高は総額約52億円となりました。

介護保険特別会計で基金が9億4,500万円まで積み上げられ、合わせて60億円もの基金総額となっています。3%から5%が妥当とされている実質収支比率は7.5%が維持され、基金が急速に積み上げられています。市は持続可能な市政運営のためと言いますが、このまま負担増が続けば市民生活は成り立たなくなってしまいます。将来のためと基金の積み立てに邁進しても、国に必要な財政負担を保障させない限り、結局は際限のない地方切り捨てや自治体間の競争に翻弄され、市民生活のための施策が削られることにつながるのではないのでしょうか。

以上の理由から、日本共産党市議団は本決算に反対し、市民生活に寄り添った市政への転換を求めます。負担増路線を改め、国保税の大幅引き下げを求めます。

家庭ごみ有料化に反対します。有料ごみ袋収入のうち、5,100万円を新たな減量策に充てるとしていたにもかかわらず、新たな減量施策には数百万円しか振り向けられていないことが明らかになりました。当面、他市と比べても高い水準にあるごみ袋代の値下げを求めます。

子供の貧困の拡大が深刻化する中、利用実績がないことを理由に廃止した市独自の奨学金制度については、利用しやすい制度に改め、復活させることを求めます。18歳以下の医療費無料制度の創設へ踏み出すよう求めます。

次に、市の行政手法について申し上げます。

平成29年度、都市計画手続の中止を求める陳情が議会で採択されたにもかかわらず、市は計画を進めています。健康・環境被害を懸念する周辺住民の意見には道理があり、周辺住民の理解を得ないまま事業を進める市の姿勢は改めるべきです。平成30年度に入ってから、公共施設管理業務や収納業務の民間委託について、議会に資料すら示さず補正予算で通すという乱暴な進め方が相次いでいます。市民や議会への丁寧な説明、十分な議論の場を保障することを強く要望します。

地区図書館に対する指定管理者制度導入について、図書館協議会からの答申は、主文で現体制・直営を維持することを明確に求めています。社会的な教育機関としての使命を果たすために直営を維持すべきということであり、その上で開館日、開館時間だけでなく、図書館サービス全体で使命を果たすにふさわしい見直しを進めるべきだというものです。この答申を尊重し、市民の基本的な権利としての知る権利、学ぶ権利を保障する社会教育機関としての図書館の公的役割を果たすこと、指定管理者制度を導入しないことを求めます。

次に、国有地、都有地、市有地活用について申し上げます。

参議院宿舍跡地の活用について、市は特養ホーム100床程度の整備を検討しており、この秋にも結論を出したいとしています。貴重な国有地のフル活用を求めます。都営向原団地創出用地に対する東京都の特別支援学校の整備については、東京都との協議を早急に進め、早期の整備及びこれに伴った雨水貯留施設の設置や施設の整った避難所としての活用など、有効活用を求めます。

国有地、都有地、市有地の活用については大きく動き始めており、市民生活の向上に役立つ活用の具体化を速やかに進めるよう求めます。

次に、平和施策について申し上げます。

市長が貴重な戦災建造物である旧日立航空機株式会社変電所の保存や、中学生の広島派遣、平和学習など、積極的な平和施策を進めていることを評価します。変電所の公開に当たっては、市内外からの見学者に対し、郷土博物館職員や文化財ボランティアによる説明を丁寧に行っていることを評価し、さらに発展させていくことを求めます。また、五日市憲法誕生ゆかりの地として東大和市をアピールしていることを評価します。今後も平和首長会議に参加する市としての責任を果たし、平和首長会議の進める署名への協力や核兵器禁止条約に日本政府が参加することを市としても要望することを求めます。墜落など重大事故を起こしている米軍オスプレイが市内上空を飛行しているところが目撃されています。市民の命と安全を守る立場から、市が適切な対応をとることを求めます。

その他の個別の施策について申し上げます。

保育園の待機児童対策では、28年度に引き続き定員増を図ったことを評価しますが、待機児童数が今年度ふえたことは、施設整備がまだ不十分であることを示しています。児童福祉法24条に基づき1人の待機児も残さぬよう、市の責任において一日も早く、公立も視野に入れた認可保育園を新規開設することを求めます。待機児童解消に当たっては、量の確保とともに質の確保にも最大限配慮し、今後も指導検査を確実に実施していくことを求めます。基準上は必置ではなくなった看護師の必要性を認め、配置のために努力を続けていることを評価します。保育士の処遇改善について、保育士1人当たりの賃金アップを市としても把握し、国や都の補助金が保育士の処遇改善に着実につながるよう求めます。

平成29年度から小中学校特別教室冷房整備に踏み出し、今年度、授業で使う教室の全てに冷房が整備されたことを評価します。また、9月14日、小池都知事は記者会見の場で、避難所の冷房設備などの整備について言及しており、これは学校体育館への冷暖房整備を進める大きなチャンスであると考えます。積極的な情報収集

により、学校体育館への冷暖房整備実現を早急に進めるよう求めます。トイレの洋式化、悪臭の軽減に努めたことを評価し、さらなる整備を求めます。スクールソーシャルワーカーやティームティーチャーの強化を行ったことを評価し、児童・生徒の発達のためさらなる支援と教職員の労働環境の改善、負担軽減を求めます。

学童保育所では、施設整備による待機児童解消を求めます。ランドセル来館のあり方を検討するため、保護者のニーズ調査を行うことを求めます。放課後子ども教室の増加と学童保育との連携の拡充を求めます。連携の際は、一体型ではなく、放課後子ども教室と学童保育所、目的の違う両事業のそれぞれの役割を果たすことを求めます。

放課後等デイサービスの拡充を評価します。

市職員の人件費について、勤勉手当の引き上げを行ったことを評価します。残業代については、極めて当然のことではありますが、1分単位でカウントし、全残業時間に対する残業代を支給することを求めます。過労死ラインを超えるような長時間残業をなくすよう求めます。

マイナンバーについては、既にさまざまな問題が指摘されている中、多額の税金が投入されています。マイナンバーの仕組みを徹底検証し、制度の凍結・中止、廃止を含めた見直しをすることが必要だと考えます。

ちよこバスの乗り継ぎを改善したことを評価し、シルバーパスの導入、ルート変更によってバス停が遠くなった地域への対応、運賃の値下げを求めます。

航空機騒音の調査と関係機関への対策を求めます。

次に、特別会計について申し上げます。

国保特別会計では、3億9,391万6,230円と4億円近い剰余金が出たことが明らかになりました。平成28年4月に行われた値上げの理由として、市は28年度と29年度で合計1億4,800万円の歳入不足を補うためとしましたが、約4億円の剰余金が出たという結果を見れば、値上げは必要なかったのではないのでしょうか。所得階層別に見た加入者の状況では、平成25年度、70.9%だった所得150万円以下の世帯は、平成29年度には73.9%と4年で3ポイントも上昇しました。低所得者の多い国保加入世帯に、サラリーマンの1.6倍という保険税が課されている現状を解決するため、国や都に十分な財政負担を行わせるよう働きかけるとともに、国や都による制度改善が実現するまでの間は、市が暫定的に加入者への負担軽減を行うべきと考えます。国民健康保険税の引き下げを強く求めます。また、保険税の納付相談を促すことを理由に、短期保険証を窓口にとめ置くことによって、無保険状態に置かれている市民が200名もいることが明らかになりました。保険証が手元にないために、ぐあいが悪くても病院に行くことができず、病状が悪化するケースもあり、市民の命にかかわる問題です。短期保険証のとめ置きではなく、直ちに郵送で交付すること、同時に生活全体を総合的に把握して適切な施策につなげることを求めます。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

平成29年度決算剰余金は5億3,768万262円にも上りました。平成29年度末、ゼロになると見込まれていた基金残高は、決算処理によって9億4,500万円となったことが明らかになりました。第6期介護保険事業計画では、平成27年当初に3億円であった基金を取り崩しても、月額400円の値上げが必要だとされていましたが、結果、9億4,500万円の基金残高になり、値上げは必要なかったものと考えます。平成29年度中に決定された第7期介護保険事業計画でも、介護保険料が月額400円値上げされることとなりました。この時点で見込まれていた基金残高6億4,500万円のうち、6億円を切り崩すことが前提の値上げ計画ですが、決算処理によって積み上がった基金のうち9億円を切り崩せば、保険料基準月額が4,763円となり、第7期についても値上げは

必要なかったと考えます。保険給付費を適正に見込み、保険料の引き下げを求めます。総合事業については、介護保険給付から外された要支援1、2の方々の介護サービスが、内容や質・量において後退することのないよう求めます。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。

3割値上げの影響が通年であらわれた最初の年となり、2億5,800万の負担増が市民に強いられました。市民の99.9%が使用する下水道は税金で賄うべきであり、特別会計の赤字を理由に3割もの使用料値上げを行ったこと、また今後の下水管の更新費用をも、全て使用料に転嫁しようとしていることに反対します。平成29年度、下水道使用料を2億5,800万円値上げした結果、下水道事業などに充てるべき都市計画税が1億8,000万円の余剰となり、積み立てられることになりました。ここにも市民に負担増を強いながら、市の積み立てをふやし続けるという誤った姿勢があり、市政の転換を求めます。

後期高齢者医療特別会計では、制度の廃止を求めます。

以上で討論を終わります。

〔3番 上林真佐恵君 降壇〕

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時42分 休憩

---

午前10時51分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔16番 佐竹康彦君 登壇〕

○16番（佐竹康彦君） 公明党の佐竹康彦です。私は公明党を代表して、平成29年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定及び国民健康保険事業特別会計から後期高齢者医療特別会計までの5特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

平成29年度は、政治の世界においては、東京都で都議会議員選挙、国では衆議院総選挙が行われるなど、政治体制が大きく動く1年となりました。また、経済面では、内閣府が平成30年1月に発表した、日本経済2017—2018成長力強化に向けた課題と展望を見てみると、我が国経済は2012年11月を底に緩やかな回復基調が続いている。海外経済が緩やかに回復する中で、日本の輸出や生産は持ち直しが続き、企業収益は過去最高となり、雇用・所得環境も改善している。また、個人消費や民間企業設備投資など国内需要も持ち直しており、好循環が進展していると指摘されており、実質GDPも堅調な伸びを示し、緩やかながら賃金の上昇も認められました。11月には、日経平均株価が25年10カ月ぶりの高値である2万2,937円60銭をつけ、現在でも多少の上下がありながら、同水準を維持し続けています。有効求人倍率も平成29年平均は前年比0.14ポイント上昇の1.50倍となり、8年連続の上昇で過去最高だった昭和48年の1.76倍以来、44年ぶりの高水準となりました。

一方で、国内では、九州地方を初め全国各地で豪雨災害が発生し、長野県や北海道ではマグニチュード5を超える地震、桜島の噴火など自然災害も頻発いたしました。国外では、年初にアメリカでトランプ大統領が就任して国際情勢に大きな変化の波が起きました。また、国連において核兵器禁止条約が採択される一方、北朝鮮のたび重なるミサイル発射実験が行われるなど、世界平和への展望が不透明であった1年でもありました。

社会的には、特に厚生労働省が発表した統計調査で、前年、2016年に生まれた子供の数が97万人余りと判明しました。100万人割れは1899年の統計調査開始以来初めてで、一段と少子化の流れが明確になりました。少

子高齢社会をいかに生き抜くのかという、地方自治体に課せられた大きな命題がより鮮明になる年でもありました。

その中で、尾崎市政2期目の3年目となる平成29年度は、引き続き日本一子育てしやすいまちを目指した施策を積極的に展開し、外部からの大きな評価も得るなど、東大和市の存在を大きくアピールする節目の年になったのではないかと思います。

市財政の状況に目を転じると、市債の年度末現在高が前年度からわずかに減少しており、財政調整基金を含む積み立て基金の合計が51億1,600万円を超え、前年度からも6億4,900万円を積み増しております。一方で、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は93.9%まで数値が上がってしまいました。

10年ほど前には財政調整基金の大幅な減少があつて、市政の維持に対する危機感が生まれたことを考えると、堅実な財政運営を心がけて、着実に基金を積み立ててきたことは大きな成果であると捉えます。しかし、子育て支援策を初めとした福祉施策を充実させ、将来への投資となる重要な各種事業に取り組みば、一方で歳出がふえることに当然つながっていきます。

市は、経常収支比率を90%以内に抑えることを目標としておりますが、単年度で見た場合にどうしてもそれを超えてしまう場合があることは理解いたします。しかし、29年度は前年度よりもさらに数値が悪化しており、年々この傾向が続くのではないかと危惧されます。

経常経費の抑制のために、人件費の抑制を初め公共施設の維持管理の負担軽減等を進め、経常一般財源等の歳入増を図る必要もあります。この点について、決算特別委員会では平成29年度の取り組みを述べられました。この姿勢を評価するとともに、行政改革の旗をおろすことなく、さらに知恵を絞りを重ねていかれることを強く求めます。

それでは、各会計について申し上げます。

まず初めに一般会計ですが、平成29年度の決算額については、歳入が前年度比4.9%、歳出が前年度比4.6%とともに減少しましたが、実質収支額については14億2,083万1,068円の黒字となりました。全体的に堅実な運営を心がけてきた結果と推察します。引き続き、将来を見据えた健全な財政運営に努められるよう望みます。

歳入について申し上げます。

市税においては、市民税の個人における譲渡所得の減少を除けば、国の景気動向を受けておおむね好調に推移したものと判断します。特に徴税業務については、不断の努力を続けられて、前年度を超える成果を出したものと評価いたします。今議会においても、新たに民間活力の導入の取り組みが決定をいたしました。市民の生活状況をよくよく見きわめ寄り添いながら、着実な取り組みを続けられることを期待します。

また、やむなく税を滞納されている方への収納対策では、換価の猶予制度等の活用によって、延滞税の減免を行うことで生活再建に資するよう適切な対応を求めます。

市の子育て施策を進めるに際し、国や都からの補助等を積極的に活用した取り組みを平成29年度は進めてこられました。今後とも施策の目標を明確にし、その達成のための財源確保に全力を挙げの中で、国や都はもとより民間からの補助等も視野に入れながら、積極的に財源の確保に努められることを望みます。

指定寄附金において、旧日立航空機株式会社変電所の保存に係る寄附金をふるさと納税の形で進められたことを評価します。市はもとより、東京、さらに日本の不戦と平和のシンボルとして、この変電所跡が末永く存続できるよう今後とも取り組みをお願い申し上げます。

次に、歳出について申し上げます。

総務費では、広報活動では市報がカラー化され、より見やすくなりました。また、SNSや動画の活用など、多様なメディアを通じて市の情報発信を心がけられたことを評価いたします。市報については、引き続き全戸配布の実施に向けた検討を重ねることを望みます。

結婚支援事業では、カップルが4組誕生する成果がありました。また、オリジナル婚姻届や記念撮影コーナー、オリジナル出生届など、若い世代にアピールする施策を推進したことを高く評価します。新たな市の魅力となるこれらの事業を、今後も積極的に取り組んでいかれることを望みます。

時代状況に即応して、従来の固定観念にとらわれずに柔軟に組織改編をしていくことは、市の事業発展に欠かせない取り組みです。その点で、子育て支援部や公共施設等マネジメント課の立ち上げを含めた29年度の大規模な組織改正を評価いたします。

行政改革については、29年度から第5次行政改革大綱に基づいた取り組みが開始されました。持続可能な行財政運営のために、経費縮減や民間活力の導入など着実な取り組みを今後ともお願いいたします。

また、各年度の決算審査においては、行政改革の取り組みの成果を具体的な数値をもって明らかにしていくことを求めます。

防犯対策では、青色パトロールカーや安全安心情報送信メールなど、29年度も継続して行っていただきました。引き続き、公用車へのドライブレコーダーの搭載を進めるなどの努力をお願いいたします。

民生費では、市政の柱となる日本一子育てしやすいまちづくりを推進するため、市長を先頭に積極的な取り組みが行われ、認可保育園の移転・拡充、小規模保育所の新規開設等により乳幼児の受け入れ拡大が図られました。子育て支援のための各種施策の推進により、日経DUALによる子育てしやすい街ランキングで上位を獲得するなど、施策の成果が目に見える形となったことを高く評価します。学童保育所の待機児童解消を目指し、29年度には民間による学童保育所の施設整備を進めたことを評価いたします。

今後も子育て世代、特に若いお母さん方の要望を丁寧にすくい上げ、施策に反映されることを期待するとともに、子育てに関する行政サービスが十全に活用されるような情報の発信を積極的に行うことを望みます。

また、日本一子育てしやすいまちを実現するための理念や目標を定めた（仮称）子育て支援条例の制定を目指し、積極的に検討を進めていかれることを強く要望いたします。

公明党が一貫して強く主張してきた健康ポイント制度の創設に関し、平成29年度は12月1日から東大和元気ゆうゆうポイント事業をスタートさせました。市民の健康増進を進める施策として高く評価します。今後、対象年齢のさらなる拡大を初めとした事業規模の拡充を強く望みます。

29年度は総合福祉センター は〜とふるが通年で事業運営する初めての年でした。みのり福祉園から引き継いだ事業を初め、就労支援、特別養護老人ホームの運営など、市の福祉向上に努力したことを評価いたします。

今後とも総合福祉の名称のとおり、障害者、高齢者、子育て家庭など、幅広い地域福祉の拠点として施策の充実が図られることを期待いたします。

自立支援事業では、放課後デイサービスの充実に取り組んだことを評価いたします。

高齢者に対する施策では、高齢者見守りぼっくす事業や、安心見守り・食事サービス等において、日常的に高齢者の様子を把握し、必要なサービスにつなげる努力をしてきたことを評価します。

ケアラー支援事業では、介護者の不安や悩みに寄り添い、相談に応じ、またネットワーク形成に努めたことを評価します。介護される側もする側も、ともに安心して地域で暮らし続けることができるよう、引き続きの取り組みを望みます。

衛生費では、母子保健事業において妊産婦及び乳幼児の健康を守り、安心して子育てができるよう支援をしてきたことを評価いたします。日本一子育てしやすいまちとして、引き続き御努力いただきたいと思います。

保健事業において、わかりやすく便利な健康づくりカレンダーの作成、配布を高く評価します。

成人保健事業における各種がん検診の推進を高く評価いたします。子宮頸がん検診の乳がんとの同時開催など、受診の利便性向上の取り組みを進めていただきました。がんは日本人の2人に1人が罹患する病気であり、日本人の死亡原因の第1位でもあります。しかし、早期発見ががんの完治する確率を引き上げます。そのため重要な施策であるがん検診について、引き続き受診率の向上に努めていただくよう強く要望いたします。

害虫駆除事業のアライグマ、ハクビシンの駆除について、取り組みを開始されたことを評価します。市民生活の安全確保や農産物への被害が出ないよう、引き続きの御努力をお願いいたします。

清掃管理事務において、ごろすけだよりの発行を行い、ごみ処理事業に関する市民1人当たりのコストが明確に示されたことを高く評価します。市民へのわかりやすい情報発信を、これからも引き続きお願いいたします。

商工費では、空き店舗活用事業、東大和市創業塾の取り組みを評価します。市内産業の活性化のため、さらに拡充した施策展開を望みます。

消費者保護対策として、消費者相談事業に取り組みされたことを評価いたします。被害の未然防止のため、十全な取り組みを引き続きお願いいたします。

土木費では、交通安全自転車対策事業として、市内各駅周辺の自転車駐車を整備したことを評価します。有料となったことやスタート時の混乱などで、当初、市民の皆様から必ずしも理解を得られなかった場面もあったかと思いますが、粘り強い取り組みで放置自転車等が減り、まちの景観も改善されてきたことは事実です。今後とも市民ニーズの把握に努め、安定的な事業推進がなされていくことを望みます。

市内道路の管理及び改良により、市内全般で雨水対策が推進されたことを高く評価します。頻繁に道路冠水が起こる地域に住んでいる市民にとって、豪雨災害は安全な生活を著しく脅かすものです。今後も安心して暮らし続けられるまちとなるよう、必要十分かつ可能な限り迅速な対策の推進を強く望みます。

コミュニティバス運行事業においては、利用者がふえ費用負担の上昇が抑えられたことを評価します。これは市役所での乗り継ぎ可能率の向上や、学校休業期間の小学生の運賃割引制度を導入するなど、不断の努力の成果だと考えます。

消防費では、災害対策事業において、備蓄する資材や食料の充実に努められたことを評価します。また、東日本大震災の記憶を風化させず、防災意識の啓発を行う防災フェスタの開催を高く評価します。

避難所となる学校施設の機能強化の点から、災害時の通信手段として公衆電話回線の必要性は明確であると考えます。設置に向けて積極的な検討を強く要望します。

教育費では、小中学校の校舎の外壁やバスケットゴールの耐震化や小学校のトイレの洋式化工事、中学校校門の防犯カメラ設置など、安全で安心な環境の改善を進められたことを高く評価します。

また、通学路の安全点検を引き続き行い、児童・生徒の安全確保に努められたことを評価いたします。PTAや学校現場などからの幅広い意見に積極的に耳を傾け、さらなる改善を進められるよう望みます。

学力・授業力向上の取り組みとして、公明党が進めてきたティームティーチャーや学習支援員の配置、学力ステップアップ推進地域指定事業、放課後補習教室（やまとつくんとつくん塾）など、幅広く推進されてきたことを高く評価します。今後とも児童・生徒の学力向上に全力を尽くしていかれることを強く望みます。

情報教育推進において、電算機器の充実を図られたことを評価いたします。小学校でのプログラミング教育の必修化も見据え、着実な情報教育の推進を望みます。

いじめ対策や不登校などの29年度の取り組みについて、シンポジウムの開催やスクールソーシャルワーカーによる相談業務などを行っていただきました。これからも児童・生徒一人一人の悩みに寄り添い、個人としての尊厳が守られること、個人に即した柔軟な対応をとられることを望みます。そして、将来の道を自分で切り開いていくことのできるよう、慈愛と忍耐の指導を続けられるように希望いたします。

29年度は、いじめを防止するための条例制定について、多摩地域の状況について調査を行ったとのことでありました。当市にふさわしい、いじめ防止条例の制定について、引き続きのお取り組みを期待いたします。

図書館事業では、第二次東大和市子ども読書活動推進計画を策定されたことを評価します。また、今後の図書館のあり方を含め、さらなる市民サービスの向上を目指し、さまざまな検討を着実に重ねられていくことを望みます。

続いて、特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計では、平成29年度は社会保険の適用拡大等の影響で被保険者は減少する中での運営となりました。保険税が前年度比6.3%の減となり、一般会計繰入金は5.7%の増となるなど、厳しい財政環境の中で、実質収支は3億9,391万6,230円の黒字となりました。

保健衛生諸事業では、レセプトデータを活用した医療分析により、糖尿病等重症化予防プログラムやジェネリック医薬品の推進、受診勧奨、保健師等による家庭訪問相談を積極的に推進したことを高く評価いたします。

29年度は、東京都への移管へ向け保険料の改定が検討されました。被保険者が減少し歳入増が望めない中、法定外一般会計繰入金について、国からは解消・削減が求められております。市は今後、毎年6%の保険料の上昇を目指す苦渋の決断をされました。その中で、低所得や高齢者の世帯等に対する一定の配慮がなされたことは評価いたします。

国の方針を真面目に実行しようとするれば、被保険者へ負担を求めざるを得ないというのは、市としてはやむなしと思われるかもしれませんが、しかし、被保険者にとっては相当の痛みを伴う負担であることは、この間、市民の皆様からのお話を伺う中で抱いた偽らざる実感です。この市民の痛みを決して鈍感であってはならないと、あえて申し上げたい。

市は、これまで国保財政の健全化へ向け、レセプトデータの活用など先進的な取り組みを率先して行ってきました。そうしたこれまでの努力が正当に評価され、地方自治体の厳しい財政運営を考慮した支援策が得られるよう、市長を初め担当者におかれましては、今後とも東京都並びに国に対し声を上げ続けていただきたいと願います。

下水道事業特別会計では、歳入歳出ともに前年度比微増となり、5,336万3,452円の黒字でした。下水道使用料が前年度7.9%増になるとともに、一般会計繰入金も市債も減額となりました。この間の下水道料金の値上げの影響と受けとめました。

下水道は、現代の市民生活に欠かせないインフラであり、今後、重要な行政課題となっていく公共施設の適正な管理運営の中でも特に大きな位置を占めます。また、雨水被害の軽減にも欠かせません。事業の重要性に鑑み、負担については市民に丁寧な説明を今後も心がけると同時に、着実な事業推進をされることを望みます。

土地区画整理事業特別会計では、立野一丁目地区事業の完成に向けた順調な事業推進を望みます。

介護保険事業特別会計では、歳入歳出とも前年度比10%前後の増を示しました。



29年度は、東大和市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定に取り組みつつ、地域包括ケアを着実に浸透させるよう、各事業に取り組みましたことと推察します。介護予防事業では、基本チェックリストの実施やその未返送者に対する支援などを行い、着実に予防事業を推進されたことを評価します。今後、2025年問題と言われる超高齢社会の現出は、地域福祉の構造を大きく変化させていきます。その中心となる介護保険事業の維持と発展に、今後とも全力を傾注されることを強く望みます。

後期高齢者医療特別会計では、高齢者の方が心配なく望む医療を十分に受けて、末永く元気に地域で暮らしていける体制をしっかりと維持していけるよう、東京都後期高齢者医療広域連合と密接に連携を取りながら、着実な事業推進をしていかれることを望みます。

以上、各会計について述べてまいりました。

今回の決算審査を通じ、平成29年度は市長が重点的に進める日本一子育てしやすいまちづくりを中心に、市がこれまで進めてきた多くの施策の成果を一定程度、内外へ示すことができた年度であったと評価します。経常収支比率の悪化など、財政運営上の懸念となる事柄はありますが、おおむね堅実に事務事業を進めてこれたと推察します。現場の最前線で奮闘する全ての市職員の皆様に改めて敬意を表します。

とともに、2020年東京オリンピック・パラリンピックが終了した以降の日本経済の状況や人口構成の変化を今から見据え、子育て支援や介護・医療の充実、ハード・ソフト両面にわたって多様性が尊重される地域社会の構築など、必要な施策については研究、検討から一歩前に踏み出した積極的な取り組みを行っていかねばいけないと考えます。

市民文化の華が咲き、充実した教育と子育ての環境が整い、平和のとうとさを内外に発信していく、東大和市にはそうしたユニークな存在感を、日本全国に示していくことができる潜在的な力があると確信します。

そのためにも、当市の地方版総合戦略であるまち・ひと・しごと創生総合戦略の進行管理を適正に行いながら、本市が目指す文化・教育・平和のまちづくりをさらに明確に示していかれることを望みます。

私ども公明党市議団は、東大和市のさらなる発展のため、協力すべきは大いに協力し、指摘すべきことは信念を持って指摘しながら大衆の声を原点に、大衆とともに語り、大衆のための政策実現に今後とも尽力していく決意です。

以上、公明党を代表しての討論とさせていただきます。

〔16番 佐竹康彦君 降壇〕

〔12番 蜂須賀千雅君 登壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） 12番、蜂須賀千雅です。私は自由民主党・無所属の会を代表し、平成29年度東大和市一般会計歳入歳出決算及び5特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の平成29年度決算については、冒頭、市長からの市政報告にもありましたとおり、高く評価させていただく部分として、持続可能な東大和市の市政運営に向けて、子育て分野では、小規模保育所の新規開設により、乳幼児の受け入れ枠の拡大を図り、母子保健コーディネーターや保育コンシェルジュの配置により、妊娠、出産、子育て、保育園入園相談など、切れ目のない対応と支援実施を行っていただいたこと、福祉分野では、介護予防施策の充実として、東大和元気ゆうゆうポイント事業の新たな実施をしたこと、教育力の分野では、ティームティーチャーの配置により児童・生徒の学力向上、不登校児童・生徒への支援としてスクールソーシャルワーカーや、スクールカウンセラー配置等による教育相談機能の充実を図っていただいたこと、小学校のト

イレ洋式化工事、それから中学校の校門の防犯カメラによる学校周辺の安全性の確保をしていただいたこと、また地域力の防災向上では、災害発生時の備えとして、備蓄食料の整備、可搬ポンプの更新、集水ますの清掃等による浸水被害の軽減を実施していただいたことなど、さまざま我が党、我が会派の要望も含め、施策の実施と充実に関しては、市民の皆様の担税力、納税者の皆様、そして理事者及び執行する職員の皆様の日々の努力のおかげであると心より敬意を表さしていただきたいと思ひます。

財政面におきましては、監査委員の意見、要望にもありましたとおり、将来にわたり健全であるために、民間活力の導入の推進、行政評価制度の推進、歳入の確保、歳出の削減、強固で弾力的な財政基盤の確立に努め、限られた財源の効果的な活用にも努め、真に市民に必要な行政サービスを的確に提供されることを同じく要望させていただきます。

最後に、少子化が進む中において、ふえ続ける社会保障費の確保をしながら、限られた財源の中でふえ続ける市民ニーズに応えていくのは、改めて大変なことであると十分に認識をさせていただいてるところでございます。

学校施設に代表される公共施設、道路、公園などの老朽化対策については、公共施設等マネジメント計画でも長期における計画を進めておりますが、この国は人口減少社会に向かっており、その影響はもちろん、この東大和市にも押し寄せてまいります。

持続可能な市政運営を取り組んでいかなければならないことは明白な事実であり、そのために情報公開の市民への徹底を図り、人を大切に市民が主役の市政運営を進めていかななくてはなりません。

そんな中でも、日本一子育てしやすいまち東大和に合わせて、次世代の担税力ある市民を育成する意味でも、日本一子育てしやすいまちに合わせて、教育力も充実したまち東大和市が全国で有名になるよう目指していただきたく、お願いをさせていただきます。

今後とも市民との協働により一層進め、市民福祉の向上と東大和市政により一層の発展に御尽力されることをお願い申し上げるとともに、尾崎市長を支える与党第一党である我が党、我が会派は、今後とも東大和市のさらなる発展に寄与すると思われる提案・要望を強く申し上げさせていただきますので、次年度予算編成の際に生かしていただければというふうに思っております。

以上で、平成29年度決算認定における自由民主党・無所属の会の賛成討論とさせていただきます。

〔12番 蜂須賀千雅君 降壇〕

〔7番 関田 貢君 登壇〕

○7番（関田 貢君） 議席番号7番、関田 貢です。興市会を代表し、平成29年度東大和市一般会計決算ほか5特別会計決算の賛成の立場で討論を行います。

さて、今回の決算では、居宅訪問型保育事業の実施を初め、民間保育園2園の移転新築補助実施や移転後の1園の建物を学童保育所として活用するための改修整備の実施などが評価できます。

そのほか、小学校のトイレの洋式化工事の実施、旧日立航空機株式会社変電所の保存に関する修復費の費用積算のための現地調査の実施や東大和元気ゆうゆうポイント事業の実施、第二次環境基本計画に基づく環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進、観光キャラクターうまべえの引き続いての活用を含めた観光事業の推進なども評価するものです。

財政面に関しましては、前年度までに比べ、平成29年度の市税収入額は減少しており、自主財源の全体では前年度比マイナス9.2%となっております。経常収支比率も前年度を1.2ポイント上回っており、前年度に引き

続き上昇傾向です。

昨年度も申し上げましたが、今後、市債の償還がふえてまいります。こうしたことから、より一層の歳出の縮減、さらなる歳入の確保に向けた努力が望まれます。また、新しい会計基準の導入による財務書類作成の義務化も始まり、これまでよりも真摯な財政運営への取り組みが求められています。

少子高齢化が進む今日、魅力あるまちづくりを進め、自治体間競争に負けないよう徹底的な模索を求め、討論いたします。

〔7 番 関田 貢君 降壇〕

〔22番 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） 中野志乃夫です。やまとみどりを代表して、平成29年度一般会計及び各特別会計決算について、賛成の立場で討論を行います。

平成29年度の行政運営においては、大きな箱物建設などありませんでしたが、尾崎市政が当初より取り組んできた東大和市を内外に発信する観光や魅力あるまちづくりに引き続き取り組んできたこと、市税の収納率を地道に高めてきたことと同時に、不納欠損額を減少させてきたことなどを評価するものです。

具体的な項目では、子育て日本一を目指す上で民間保育園施設整備補助などの一連の施策や市民体育館冷房設備工事などを評価します。特に市民体育館に関しては、たまたま現在、断熱ボードの落下があり、1階体育室の使用が中断されていますが、この間、障害者の人たちとスポーツを楽しむために1階の体育室を使用してきた者として、夏場の暑さはまさに異常としか言いようのない、その場にいるだけでも倒れそうな現状であったので、その対策がなされたことは高く評価するものです。

なお、そうした評価すべき地道な行政運営の一方で、苦言を述べれば、市議会に対する説明不足と言わざるを得ない事態が見受けられたのも事実です。小平・村山・大和衛生組合に関する、いわゆる廃プラ施設建設問題の説明のときなどがその典型であります。また、向原都営住宅の創出用地に東京都が特別支援学校建設を要望していた事案など、当然すぐ市議会にも報告されるべき案件であるにもかかわらず、説明がされなかった点はゆゆしき事態だと言わざるを得ません。さらに、今定例会でもありましたが、事前に全員協議会を開催して説明しておけば問題なく済む案件を、補正予算で処理したために混乱した案件もありました。

そうした行政運営は、市民協働をうたう透明性のある市政を目指してははずの尾崎市政にとって、プラスにならないことを申し述べて、やまとみどりの討論を終わります。

〔22番 中野志乃夫君 降壇〕

〔4 番 実川圭子君 登壇〕

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。平成29年度東大和市一般会計歳入歳出決算及び5特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

歳入の確保が厳しいながらも、各担当の御努力により、必要とされる事業運営がなされたことを評価します。臨時財政対策債の限度いっぱいへの借り入れに関しては、重要な財源として確保されなければ、経常収支比率が大幅に高くなってしまうという現状も確認しました。改めて財源確保の強化と、適正な歳出のあり方を市民にもわかりやすく伝えていくことを求めます。

一方で、みのり福祉園跡地や給食センター跡地について、ほかの施設も含めた公共施設のあり方については、市民とのよりオープンな形で活用を検討すべきと考えます。また、設備や制度を整えても十分に活用されていないものも見られました。市民のニーズと乖離があるのではないのでしょうか。市民は単にサービスの受け手だ

けではありません。必要なサービスをつくり出す主体者としての市民の声を聞き、ともに進めていかなければ隔たりはますます広がっていくものと考えます。

指定管理など民間活力の導入に関しては、市や市民がどこまでかかわれるのか、市民と市と民間がそれぞれの立場で発言や協力がなされなければ、民間の言いなりになってしまうのではないかという強い懸念が市民の中に根強くあります。より慎重に、より専門性を持って市の姿勢を示していくことを求めます。

次に、個別政策について述べます。

まず総務費について、庁舎初め公共施設の光熱水費のうち電気料金について、新電力の導入や節電の努力により、総使用料を減らしてきています。電気使用に関しては、環境面からも大きな影響を与えます。市が率先してCO<sub>2</sub>の排出減量や自然エネルギーの導入をふやせるよう考慮することを望みます。

民生費については、介護者の人手不足のため稼働ができない施設がありました。就労の場として仕事をつくるという働き手の育成も今後の課題と考えます。また、精神障害者地域生活支援センターについて、生まれたときからの切れ目のない支援という点から、成人前の若者、特に学童期、青年期、義務教育を終えた後の16歳から二十ごろまでの若者の支援のあり方が見えにくい状況となっています。今後の若者支援の充実に期待します。

次に、教育費では、学校図書館指導員や栄養士、栄養教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、教諭以外の職員に関しても子供たちの成長を周辺で支える重要な役割を果たしていますが、配置状況に関して東京都とも連携して、より充実した人員配置を望みます。

国民保険特別会計は、被保険者が減少し、一方、1人当たりの医療費は増加していて厳しい状況となっています。広域化に伴い、次年度からの運営はさらに厳しくなることが予想されます。また、多子世帯の減免は他市からも注目されている取り組みです。今後も机上の計算だけではなく、市民生活の現状を見ての対応を望みます。

介護保険特別会計では、介護予防・日常生活支援総合事業が始まり、要支援の方の地域支援事業への移行となり、特に事業所側は非常に厳しい状況となりました。利用者にとっても制度が複雑になり、必要なサービスが受けられない状況が出てしまいかねません。適切な情報提供により、必要なサービスが受けられるような体制づくりの充実に求めます。

今回の決算特別委員会の中で、2年後の市政50周年に向けて子ども宣言、子ども憲章をつくるということが改めて述べられました。また、子供にとってどの政策がベストなのか、全てを排除せずにさらなる検討をしていくということが示されました。日本一子育てしやすいまちづくりとして、平成29年度もさまざまな子育て支援の充実が図られましたが、単に子育て支援の対象者としての子供ではなく、子供も一市民であるという子供の視点に立った政策の充実に求めます。そして、活力あるまちづくりとして、いま一步進めるためには市民の参加が不可欠です。そのために職員の方々の専門性を高め、コーディネート力を高めて市民とともに作り上げていく事業を1つでも2つでもふやしていくことを求め、賛成討論といたします。

〔4 番 実川圭子君 降壇〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第50号議案 平成29年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（押本 修君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

---

○議長（押本 修君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第51号議案 平成29年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（押本 修君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

---

○議長（押本 修君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第52号議案 平成29年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（押本 修君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

---

○議長（押本 修君） 採決いたします。

第53号議案 平成29年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を認定と決します。

---

○議長（押本 修君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第54号議案 平成29年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（押本 修君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

---

○議長（押本 修君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第55号議案 平成29年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（押本 修君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

---

#### 日程第17 議第7号議案 子ども医療費助成を求める意見書

○議長（押本 修君） 日程第17 議第7号議案 子ども医療費助成を求める意見書、本案を議題に供します。提案理由の説明を求めます。

〔3 番 上林真佐恵君 登壇〕

○3番（上林真佐恵君） 議席番号3番、上林真佐恵です。日本共産党市議団を代表いたしまして、議第7号議案 子ども医療費助成を求める意見書に対する提案理由の説明を行います。

東京都は、中学生までの子供に対する医療費助成を行っていますが、都の制度には所得制限と入院時食事療養費の負担があり、小中学生に対しては通院1回当たり200円の自己負担もあります。そのため、多くの自治体がさらに医療費助成を上乗せしていますが、区部では全ての自治体で中学校卒業まで所得制限がなくなり、通院費も無料化されているのに対し、東大和市を含む多摩地域では多くの自治体で所得制限と通院費の負担があり、地域による格差が生まれています。

東京歯科保険医協会が、ことしの3月に発表した学校歯科治療調査報告書によれば、口腔崩壊と呼ばれる虫歯が10本以上あるなどしてかむことが困難になってしまった状態の子供がいる小学校の割合が、23区では約3割だったのに対し、多摩地区では5割に上ったことがわかりました。報告書は、医療費助成の有無が口腔状態に影響を及ぼしていると考えられるとしています。

この多摩格差を是正し、子供の医療費負担を軽減するためには、所得制限と自己負担をなくすとともに、市町村の負担を軽減する財政措置が必要です。

年齢の引き上げも必要です。現在、福島県と鳥取県が18歳までの医療費助成を行っており、静岡県もことし10月から対象年齢の上限を18歳まで拡大するとしています。区市町村レベルでは、東京都日の出町など、全国で約400自治体を実施しています。2016年度に実施した子どもの貧困に関する実態調査では、医療の受診を抑制する理由として、自己負担金を支払うことができないと思ったためと回答した割合は、小中学生の保護者では約1%だったのに対し、16歳から17歳までの子供のいる保護者では2.7%と高くなっていました。同調査では、この結果について、医療費助成制度が15歳まで対象となっていることが、理由の一つとして考えられるとしています。とりわけ16歳から17歳の困窮層の保護者では、自己負担金を理由に挙げた保護者が18.8%に上っています。

必要経費の見込みは中学生までの医療費助成が約50億円、18歳までの医療費助成が約40億円、合わせて約90億円であり、東京都の予算規模7兆円超の0.1%に当たります。

東京都のどこに住んでいても、子供たちがお金の心配なく、ひとしく医療を受けられるよう、以下、意見書を読み上げて提案いたします。

子ども医療費助成を求める意見書。

東京都は現在、市町村が行う中学3年生までの医療費助成に対し、都要綱に基づき補助を行っていますが、児童手当に準拠した所得制限と、通院1回200円と入院食事代の自己負担があります。23区では独自に上乗せを行い、所得制限も自己負担もないのに対し、財政力が弱い多摩地域などの市町村は、その多くで所得制限や自己負担が残っており、東大和市もその1つです。この多摩格差をなくすため、東大和市議会として、東京都に対し以下のとおり求めます。

1、多摩地域などの15歳までの医療費助成制度を条例化し、自己負担と所得制限をなくすこと。

2、中学卒業後、18歳までの医療費無料制度を都内全域で創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○4番（実川圭子君） 1つお伺いしたいのですが、多摩格差をなくすためということで、1点目のことは賛同できるのですが、2点目になるとかなり財源もかかるということで、もう少し段階を踏んでもいいのかなというふうに私は思うのですが、東大和市議会として提出するというので、もう少し丁寧な議論が私は必要だと思うのですが、このタイミングでこの意見書を提出しようとした理由を教えてください。

○2番（尾崎利一君） 提案理由の説明でも述べて……この間、共産党市議団として繰り返し主張していることですが、15歳、中学生までではなくて、18歳、高校生までのお子さんがある世帯にとっても、大変この医療費負担が重くなってる。それから、子供の貧困という問題が大変大きな問題になっているときに、やはりここにも早急に手を差し伸べるべきだという考えから提案したものです。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔3番 上林真佐恵君 降壇〕

○議長（押本 修君） お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議第7号議案 子ども医療費助成を求める意見書、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求め

ます。

[賛成者起立]

- 議長（押本 修君） 起立少数。  
よって、本案を否決と決します。

---

#### 日程第18 議員派遣について

- 議長（押本 修君） 日程第18 議員派遣について、本件を議題に供します。  
お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第156条の規定により、お手元に御配付してあります議員派遣についてのとおおり、閉会中に議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決します。  
お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

- 
- 議長（押本 修君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。  
本日の会議を閉じます。

これをもって平成30年第3回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午前11時34分 閉議・閉会



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 押 本 修

副 議 長 蜂 須 賀 千 雅

署 名 議 員 関 田 貢

署 名 議 員 木 戸 岡 秀 彦